

中販連

だより

2015
Vol.43

中国地域指定生乳生産者団体 中国生乳販売農業協同組合連合会 機関誌



CONTENTS

- 年頭挨拶
- 平成26年度乳価交渉経過について
- 生乳の安全安心の確保に係る取り組みについて
- 生乳受託販売の弾力化について
- 中国地区料理コンクール
- 実績報告
- 事業経過報告

Chugoku Fresh Milk Sales-Agricultural Cooperative Association

新年のご挨拶

中国生乳販売農業協同組合連合会 代表理事長 東山 基



新年あけましておめでとうございます。酪農家の皆様、関係機関の皆様には穏やかな新春をお迎えのことと心よりお慶び申し上げます。

旧年中は、当連合会の事業推進に格別のご理解・ご協力を賜り衷心より厚くお礼申し上げます。

平成26年は自・公政権が命題とする経済復興に期待しアベノミクスへの実効高まる年明けでスタートしました。消費税増税に伴う一時的な経済成長の停滞は想定されてはいたが急激な株高・円安は一部企業に恩恵をもたらしたもの的社会全般にとってGDPの低下を招くなど実感の伴わない低い経済成長となりました。安倍首相は消費税増税の先送り・アベノミクスの真価を問う突然の解散衆議院総選挙に突入し、自公併せて2/3を上回る圧倒的な議席を確保し信任を得たと公言していますが我々の危惧する聖域のない規制緩和としての農協改革・TPP交渉を強硬に推し進める予断を許さない状況が続くのではないかと懸念されます。

酪農情勢につきましては生乳生産量4~11月の累計は前年比95.7%で推移し、下期を見通しても急激な回復は到底期待できません。全国の生産量においても11月には一部地域で回復の兆しはあるものの前年比97.7%の生産となっています。このような背景には生産者戸数の減少と経産牛頭数の減少が著しく影響し、経産牛頭数の復元無くして生産基盤の回復はあり得ない状況にあります。廃業者数が前年を上回って推移する要因としての急激な円安は流通飼料の高騰を招き飼料費の増嵩が経営を圧迫しています。

長期に渡る高止まりで推移する飼料価格は酪農経営の将来に不安を与え全国的に廃業者が続出する一因でもあります。

このような現状において中販連では早い段階から乳業メーカーに管内酪農経営実態に基づく

適正乳価の確保を要請し交渉に臨んで参りました。乳業メーカーは過去からの値上げによって生産の回復を期待したものの一向に回復しない生乳生産は安定供給の役割を果たせず、再度の値上げは消費者の牛乳離れを招くとして交渉は膠着状態となりました。こうした最中、家庭用バター不足がメディアで取り上げられ併せて酪農家の窮状が報道されるところとなりました。バター不足についてはアクセス輸入に加えて農水省が1万トンを上回る緊急輸入を実施、大手乳業者にバターを優先して製造を要請する異例の事態となりました。

更に一段と円安が進行するなか乳価値上げの気運が醸成され、置かれた現状を共有する事となり、大手乳業者から一定の回答（飲用牛乳向け・学乳3円/kg、酰酵乳等向け3円/kg、改定時期平成27年4月1日）を引き出しましたが26年12月8日開催の販売委員会の結果は、我々の要求とは乖離があり提示された価格は26年度の成果として位置づけ、上積み及び前倒しの要求を求め交渉を継続することとしました。鋭意ぎりぎりの交渉をさらに重ねる事となりましたが、27年4月1日から学乳の値上げには、行政への情報提供が年内に必要である事、小売り転嫁に伴う期間として3ヶ月を要する、等の制約から、乳業メーカーの回答に対して苦渋の選択を余儀なくされることとなりました。極めて不本意な決着となりましたが、一方で、中販の主張であった26年度乳価交渉の妥結と受け止め、情勢の変化により27年度乳価交渉の余地を残す位置付けである事、又かねてよりの懸案であった乳脂肪取引基準の見直しを27年度中に本格的な検討を開始する方向を見い出すことができました。

さらに、本年は「酪肉近代化基本方針」の改定の年であります。生産基盤の強化、指定団体の在り方、体細胞数の取引基準等について議論

が重ねられています。現場の声を反映した希望の持てる方向に議論を深めていただきたいと思います。

当連合会では平成27年度から第2期HOST-Y3か年計画がスタートします。

生産基盤復元対策を柱とした計画の作成に当たりますが生産基盤対策には、乳価は基よりコスト対策について会員の共通意識の下、生産振興に向けた会員間の事業・機能の連携を図

る事により“共販”の有意性を強力に推進したいと思います。

厳しい酪農経営環境ではありますが役職員一丸となって事業推進に努める所存でありますので引き続きご支援、ご鞭撻をお願いいたします。

末筆ながら、酪農家の皆様、関係機関の皆様のご多幸をご祈念申し上げ年頭のご挨拶とさせていただきます。

新年のご挨拶

新年を迎えるにあたって

中国四国農政局生産部畜産課長 堀田 仁一



平成27年の新春を迎えるに当たり、謹んで年頭の御挨拶を申し上げます。

皆様方には、平素より酪農・乳業の発展に御尽力されておりますことに厚く御礼申し上げます。

我が国の生乳生産は、平成25年の猛暑の影響や乳用牛飼養頭数の減少により、前年を下回る状況が続いております。更に、飼料価格が依然高水準にあることから、こうした課題に対応した生乳生産基盤の回復が必要となっています。

このため、農林水産省では、平成27年度予算要求において、①畜産クラスターの構築による収益性の向上や、規模拡大等に必要な施設・機械の整備の促進、②自給飼料の生産利用拡大、③性判別技術・受精卵移植等を活用した優良後継牛の確保を盛り込み、生乳生産基盤の強化を強力に支援してまいります。

一方、昨年末、家庭用バター等の不足が大きな社会問題となったことに対しまして、農林水産省では、計1万トンのバターの追加輸入を決定するとともに、乳業各社に家庭用バター等の最大限の供給を要請し、御協力いただいたところです。当省としましては、厳しい需給環境を踏まえつつ、引き続き適時適切な需給判断により対応してまいりますので、皆様におかれましては、国産乳製品の需要に対して安定的な供給

ができますよう、引き続き取り組んでいただきたいと考えております。

さて、本年は、「酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための基本方針」の改定の年であり、昨年来、生産基盤の強化、経営安定対策、指定団体の在り方、体細胞数等の取引基準等について、食料・農業・農村政策審議会畜産部会で議論が重ねられたところです。農林水産省としましては、引き続き、現場の声をしっかりと受けとめつつ、今後の酪農・乳業の将来に希望を持てる方向性を打ち出すことができるよう、今春の公表予定に向けて議論を一層進めてまいる所存です。

我が国の酪農乳業界は、安全で良質な牛乳・乳製品を消費者に安定的に供給するのみならず、地域経済の維持・活性化、良好な景観の形成等の多面的な機能の発揮を通じ、国民生活に重要な役割を果たしております。

中国四国農政局といたしましては、以上のような取組を着実に実施することにより、中国四国地方の酪農・乳業界の一層の発展、充実を支援していく所存であります。

最後に、貴連合会並びに管内酪農家の皆様方の益々の御発展と、本年が酪農乳業界にとって、より良き年となることを祈念申し上げ、新年の御挨拶といたします。

新年のご挨拶

一般社団法人 中央酪農会議 会長 萬歳 章



生乳生産者の皆様、新年明けましておめでとうございます。新年を迎えるに当たり、所信の一端を述べさせて頂きます。

近年、流通飼料価格や燃料代の高止まりに加え、TPP（環太平洋戦略的経済連携協定）に代表される国際化への先行不安を背景に、廃業に歯止めがかからず、規模拡大による生産の維持も限界にきております。配合飼料価格高騰の主因であったシカゴの穀物相場や原油価格も急落しましたが、円安・株高の政策誘導により、先行きは一層不透明な情勢となりました。燃料の値上がりは集送乳事業にも大きく影響しておりますが、貴会にあっても運送事業者撤退の緊急事態に指定団体として対応に苦慮されたと聞いているところです。

農政の最重要課題であるTPP交渉は、越年となりましたが、米国の中間選挙の結果、議会は自由貿易推進派の共和党が多数を占めることとなり、予断を許さない状況が続くのではないかと懸念されます。

こうしたなか、全国の生乳生産は、25年7月以降、前年を下回って推移しておりましたが、11月には北海道や九州で前年を上回るなど、一部の地域で回復の兆しがみられるものの、依然として厳しい状況が続いております。

一方、牛乳等向け需要は、25年10月以降、牛乳の小売価格の改定（値上げ）が行われるとともに、昨年4月には消費税率が引き上げられ、消費者の節約志向は依然として強いものがありますが、牛乳消費は比較的堅調に推移し、生乳需給は逼迫傾向で推移しております。生乳生産の遅れから、十分な乳製品在庫の確保ができず、昨年、カレントアクセス以外に、バター・脱脂粉乳、それぞれ10千トンの追加輸入がなさ

れましたが、年末にかけて、バター品薄に関する報道が相次いだところです。

国家貿易品目について恒常にカレントアクセス以上の追加輸入を実施する状況は国際交渉上、望ましい状況ではなく、国内需要は国産で充足していくよう、生産基盤の立て直しが急務の課題といえます。

こうした状況を踏まえ、27年度以降の計画生産につき、生乳の増産・維持を基本とした中期計画生産と、万が一緩和した場合に備えて、セイフティーネットの構築が必要と考えます。

また、本会議では、引き続き、中長期的な視点で、『日本酪農の存在意義』と『国産牛乳乳製品の重要性』を訴求テーマとした理解醸成活動や後継者を含む酪農家の生産意欲の喚起等につきましても積極的に取り組んで参る所存です。

酪農を巡る情勢は、変化が激しく厳しい課題が山積しておりますが、農水省は、食料・農業・農村基本計画の見直しに併せ、年度内に酪肉近代化基本方針を取り纏めます。生乳生産基盤の強化の視点から、中長期的ビジョンと振興策について、酪農家が希望を持てるような対応を求めていく必要があります。

以上、現下の酪農を取り巻く情勢と27年度以降の本会議事業にあたり、所信の一旦を述べさせて戴きましたが、本会議と致しましても生産者の皆様が将来とも安心して酪農経営に取り組んで頂けるよう、指定団体をはじめとする会員の皆様と連携し、各種対策に邁進して参る所存であります。

皆様のご支援、ご理解の程宜しくお願い申し上げます。

平成26年度 乳価交渉経過について

新年明けましておめでとうございます。

酪農家及び関係機関の皆様、旧年中は当連合の事業推進に関し格別のご理解を賜り、紙面にて恐縮ながら、衷心より厚くお礼申し上げます。お蔭をもちまして、当連合会は平成13年度の始業から12回目の新年を迎えました。

生乳生産基盤の弱体化への対応が酪農乳業界の最重要課題に提起されて3年余を経過しつつも未だ決定打がなくその弊害は昨年後半來のバター不足に現われることとなりました。

このような中、乳業界のトップからは酪農と乳業の産業連関を“車の両輪”から“一体的”関係の下に課題解決に当たる必要性が提唱されています。

当連合会におきましても、今年こそ会員組織及び乳業者との一体的関係の下に課題解決に当たる所存であります。引き続き、ご理解・ご協力及びご叱声をお願いいたします。

【始めに】

おめでたい新年とは言え、今年の景気・生活を展望した場合、アベノミクスによる株高、円安現象の功罪を見るにつけ、早急且つ的確な第3の矢（成長戦略）の放射がない限り国民生活における格差拡大が社会問題化する厳しい年となりそうです。

他方、産業界においては食品産業のような生産資材・原料の相当部分を輸入に依存し、生産物を国内市場で販売する産業は円安による生産コストの上昇は避けようもなく、年明け早々から小売価格の値上ラッシュが待ち構えています。

酪農は生産コストの40%強を占める流通飼料費（配合、乾牧草等）の多くを輸入に依存することから円安インフレの直撃を被る産業に位置付けられます。

特に、乾牧草等の輸入事情は主産地である米

国における堅調な産地相場に港湾労働者のストーカー戦術による荷役作業の遅れが輸入物量に影響をもたらす上に円安が加わり物量・価格とも厳しい状況にあり、今後に向け個体乳量の減少及び乳成分の低下等が懸念されています。

近年の酪農史において平成の酪農危機と位置付けられる平成20年前後の経営窮状は円安及び国際穀物相場の高騰による配合飼料の高騰が主要因となりました。

その後、為替相場は円高へと反動したものの配合飼料価格は高止まりで推移する中で昨年10月末に公表された日銀の追加金融緩和措置以降に再び円安に転じました。

為替相場は瞬く間に前回の酪農危機当時の円安水準となり、再び経営窮状に直面することとなりましたが、前回と異なり今回の窮状要因においては乾牧草類の高騰が顕著といえます。

このような状況の変化は今年度（平成26年度）の乳価交渉にも大きな影響をもたらすこととなりました。

以下、お役所では御用納めとなった昨年12月26日に大手乳業との合意に至った今年度の乳価交渉における主要な局面と結果概要について報告します。

【乳価交渉は異例の年末合意】

今年度乳価交渉は昨年7月頃に指定団体から乳業者への飲用等向け用途の要求額が出揃い、全国的には3～5円/kgの値上げ要求となりました。

当連合会は7月3日開催の生乳受託販売委員会（以下、販売委員会）で①飲用牛乳向け5.1円②醸酵乳等向け7円③生乳輸送費増高支援0.3円の3部門構成とし、加工向け及び生クリーム向けについては北海道の交渉結果を基準とする等の要求事項を決定し、先ずは大手3社と

の交渉に入りました。前記3部門の要求額を加工・生クリーム向け以外の生乳に換算すると5円/kgの値上げとなります。

交渉の火蓋が切られたとはいえ、前年度から今年度にかけた乳価交渉が変則的な妥結経過を迎ったことから乳業側はしばらく消極的な交渉姿勢を示しました。

変則的な経過とは、前年度交渉において妥結した値上げ適用期間（25年10月～26年9月、飲用牛乳向け5円/kgの値上げ）、その後、学乳（学校給食用牛乳）向け、生クリーム向け、加工向けは今年度4月（26年4月～27年3月）からの値上げ適用となりました。……（注）前年度妥結乳価の適用期間は従来の取引に係る年度単位と異なることから“ミルク年度”と命名された。

これらの値上げがもたらすプール乳価の動向としては、前年度下半期（25年10月～26年3月）3.18円/kg、前年度通期換算1.72円の上昇、他方、今年度上半期（26年4月～9月）3.8円の上昇。そして上半期時点の乳価体系で推移すれば今年度通期換算では約2円上昇の見通しです。

当連合会としては、交渉の停滞を嫌気し上半期末までの回答提示を求めたところ、乳業側からは①前年度乳価値上げ後の酪農経営環境は円高基調で推移し輸入飼料価格に大きな値上げ変動が見られないこと②夏期の天候不順（台風・豪雨等）により業績の下方修正が必要な局面を迎えること等を主たる理由に値上げを拒否、当面する10月以降の飲用牛乳向け乳価は前年度値上げした乳価の据え置きとする回答が提示されました。

この回答を受けて当連合会は10月29日に販売委員会を開催し、今後の交渉の進め方に係る協議を行いました。その結果、酪農家と乳業者との認識・主張の隔たりについて真相の確認による相互理解を深めるため販売委員全員と乳業者との意見交換を行う旨のとりまとめを行い乳業者の理解を得て12月8日を開催の日取りとしました。

ところが、意見交換の当日を迎えるまでの間に交渉情勢が一変する事態が生じました。

前述の日銀の追加金融緩和措置（黒田バズーカ砲第2弾）の公表で円は急落、以降、円安インフレの進行による輸入乾牧草類の価格は経営努力の域を超える勢いで高騰する事態を余儀なくされたのです。

このため、当連合会は円安インフレがもたらす酪農経営の窮状の深刻化を踏まえ、改めて乳業者に対し乳価による支援を求める交渉に臨んだところ、乳業側も酪農家の窮状実態は独自の調査で掌握しており乳価値上げによる支援に向けた社内検討が進められていました。

そして、11月中旬頃から指定団体に対し交渉の進展状況に応じて有額回答の提示により妥結への模索が始まりました。

当連合会は12月初旬に有額回答の提示を受けたことから、当初予定の乳業者との意見交換会を中止し、急遽、販売委員会に切り替え乳業側の提示内容に対する対応策を検討することになりました。

乳業側（大手3社）からの提示内容には各々認識と表現の違いはあるものの共通部分を要約すれば

(1)平成27年4月から飲用等向け（飲用牛乳、醸酵乳等の2用途）に対し3円/kg値上げ
①値上げ原資は川下転嫁（卸価格値上げ）
により確保。遂行期間として3か月は必要。

②3円の値上げは11月を中心に円安がもたらした乾牧草類等の輸入・流通価格の高騰実態及び12月以降の為替動向の見通し等を勘案。

③前年度の値上げ用途は飲用牛乳向けの単独としたが、この度は対象を拡大し醸酵乳等向けを含める。

(2)上記の飲用等向けの値上げ及び適用時期との関係から、別途、学乳用途も3円/kg値上げの対象に置く。・・・本件については、平成27年度学乳供給事業として県行政の理解を求める。

(3)輸送費増高に係る乳価支援要求に関しては拒否。・・・生乳取引は工場着を基準とし

ており輸送費は生産者段階が負担するもの。
(4)加工向け、生クリーム向け用途は北海道における決定内容に追随。

(5)上記提示内容に対する指定団体の回答を12月中旬までに求める。・・・川下転嫁に係る社内体制の立ち上げ及び学乳の入札業務日程を踏まえた回答期限の設定。

このような乳業側の提示内容に対し販売委員会では厳しい評価と意見が出されました。交渉は大詰めの段階にあるとの認識の下に

①この度の乳業者の回答提示は平成26年度交渉の位置づけを明確にするとともに、酪農現場の深刻な窮状実態及び生乳需給の逼迫を直視した値上げ額及び適用時期の前倒しを求める。

②乳業者ペースでの交渉となったミルク年度の廃止及び平成27年度乳価交渉における酪農経営窮状実態の反映、乳成分取引基準の見直し実現等の付帯条件を提示し乳業者の見解を求める。

③乳価交渉を巡る全国情勢を視野に置き、今後の大詰めの交渉は理事会に一任する。

④酪農経営の窮状打開を全面的に乳価に求めには限界があり、所得補償政策等の国支援も含めて実現を期する。

販売委員会のとりまとめを踏まえて交渉に臨む中で、全国の交渉情勢は地域間の差こそあれ着実な進展を見せ、指定団体の回答期限となつた12月19日の日本農業新聞及び業界紙では中央交渉ともいえる関東生乳販連と乳業者との妥結が報道され、その後、全国の指定団体に妥結に向けた動きが生じました。妥結内容は値上げ額、対象用途、適用時期共に当連合会への提示と同様でした。

当連合会では世間が御用納めに向かう12月下旬が大詰めの交渉となりましたが、値上げ額の上積み及び前倒し適用に対し乳業側は固辞に終始しました。

他方、付帯条件に対しては

①提示額及び適用時期は平成27年度乳価として拘束されるものではなく、あくまで直近

(概ね11月を中心) の円安がもたらす乾牧草等の飼料価格の高騰に対する支援であり、今後とも生産コストの高騰を背景とする乳価交渉には応じる旨の見解が示された。

・・・このことでミルク年度への固執は無くなるとともに、今後の飲用向け乳価交渉は制度価格と異なり年度単位に拘束されることなく酪農経営環境の動向に対応した交渉が可能となった。かつて、旧指定団体時代の飲用向け乳価には隨時交渉が行われていた。当面は、円安インフレで指定団体からの要求が想定されるが、デフレ転換の場合には逆要求を受けることもありうることから、その功罪を踏まえた対応が必要とされる。

②乳成分取引基準の見直し（とりわけ乳脂肪3.5%）については乳業側も西南暖地にある指定団体として当然の要求として受け止めるとともに反対意見は無く、酪農乳業の課題解決の共通の場であるJミルクでのとりまとめるべきとの見解が示された。

以上のような大詰めの交渉経過を取りまとめ12月26日には交渉の委任を受けている各理事への報告・協議の結果、次期交渉への門戸の開放等の付帯条件については前向きな回答が示されたとして妥結止む無しとの承認を得て大手乳業者に合意回答を提示し、ここに平成26年度乳価の相場形成に係る交渉が完了しました。

【新年に向けて】

年明けからは地場乳業及び全国連再委託先乳業との合意形成に移行することとなります。この度の値上げ額は、昨年11月以降の円安急転で今日もなお上昇を続ける流通飼料価格の一部を反映した水準であり、年明けとともに平成27年度の乳価対策に取り組むこととなります。

既定の妥結乳価では追いつかないコスト上昇の確定、川下転嫁と消費影響及び川下転嫁遂行期間の位置づけ等の悩ましい課題を抱えますが、酪農乳業の一体的関係の証として円安インフレを突破する年にしなければなりません。

生乳の安全安心の確保に 係る取り組みについて

平成26年度定期的検査結果について

J ミルクでは、下記枠内の生乳生産・管理システムの着実な実行の裏付け確認のため農薬・動物医薬品・洗剤・殺菌消毒薬・殺虫剤・駆虫剤等（「農薬等」という）の内、酪農現場において使用頻度の高い物質を「管理対象物質」と定め、毎年各県の生乳サンプルを分析しています（「定期的検査」という）。

中国5県においても、26年11月にローリーを単位とする「定期的検査」実施の通知を受け、サンプルを送荷するとともに当該サンプルに係る各路線の農家バルク生乳サンプルは異常値が出た場合の原因特定用として保管し待機しました。

酪農業界における生産・管理システムは、以下の3点を基本にしています。

- ①酪農家は、使用する農薬等の使用基準を遵守して安全を確保すると共に、その使用実態を記録・保管する。
- ②酪農乳業関係者は、酪農家の使用する農薬等の適正な使用とその記録・保管について指導・検証する体制を構築し、安全をさらに確保する。
- ③酪農乳業界は、「農薬等の適正な使用とその記録・保管」「第三者による指導・検証」等が的確に機能していることを確認するため、定期的に農薬等の残留に係る調査・検査を実施する。

検査結果は、いずれの管理対象物質（26年度は15物質）も検出されず、生乳に「農薬等」が残留しない生産・管理システムがきちんと機能していることが確認されました。

しかし抗生物質等混入の生乳廃棄事故の発生は皆無とは言えず、生乳廃棄によって失われるものは経済的損失だけでなく、信頼も大きく失墜する可能性があります。

特に多忙な時に、思わぬ乳質事故が発生しておりますので、無意識がもたらす不測の事態とならないよう、改めて指差し確認・記録保管等の確認作業に気を配って頂きますようお願い致します。

口蹄疫等に関する防疫対策の強化について

正月や旧正月（2月）は特にアジア地域からの人・物の移動が盛んになることが見込まれるため、農林水産省を始め各県行政機関から“口蹄疫等に対して十分に注意するように”との注意喚起が成されております。

我が国での発生は、平成22年8月以降確認されていませんが、韓国や中国等の近隣諸国ではその後も発生が認められています。

特に、韓国では平成26年7月に3年ぶりとなる豚の口蹄疫（血清型O型）が発生、更に新年1月に入つてからは、豚の口蹄疫（血清型O型）に加え、新たに牛の口蹄疫（血清型O型）が発生しています。

口蹄疫は伝播力非常に強いことから、我が国への口蹄疫ウイルスの侵入リスクは高い状況にあると考えられます。

農林水産省及び各県行政機関のホームページに家畜防疫に関する最新情報を確認のうえ、実践の徹底に心掛けてください。

◆口蹄疫の防疫対策上の最重要項目

「発生の予防」

- 飼養衛生管理区域へ病原菌を持ち込まないために、飼養衛生管理区域に入る際は十分な洗浄・消毒を実施して下さい。

「早期の発見・通報」

- 日頃から飼養している牛をよく観察し、牛が口蹄疫の症状を呈していることを発見したときは、直ちに家畜保健衛生所に届けなければなりません。

中国地区牛乳・乳製品料理コンクール<第4回>

当連合会主催（後援：中国四国農政局、一般社団法人中央酪農会議）の平成26年度中国地区牛乳・乳製品料理コンクールを11月15日（土）に開催しました。本コンクールは牛乳・乳製品の知識普及と消費拡大を目的として平成23年度より毎年実施しており、今回が4回目となります。今年は中国5県より1295点の応募があり、県コンクール大会を勝ち抜いた各県2名：計10名の代表者が料理のアイデアと腕を競いました。

審査結果における最優秀賞（1点）、優秀賞（2点）は次の通りとなりました。

最優秀賞	中国四国農政局長賞	中原 蘭 鳥取県 ぎゅっNewパリゾット
優秀賞	中国生乳販売農業協同組合連合会会長賞	江角友香 島根県 野菜たっぷり！クリーミーチャプチュー
		今井伊織 広島県 チーズの生春巻きレモン風味・ホエーのはちみつレモン



表彰式後の記念写真：出場者10名及び審査員の方々



料理名 ぎゅっ New パリゾット

牛乳でマイルドに仕上げたリゾットを春巻きの皮で包み、カラッと揚げました。パリッとした食感が楽しめます。

材料4人分

牛乳	200ml	<ソース>
ごはん	120g	オーロラソース
春巻きの皮	8枚	……………大さじ4
ミニトマト	4個	牛乳……………60ml
黄パブリカ	1/4個	
じゃがいも	150g	<のりつけ用>
ベーコン	30g	小麦粉……………大さじ2
大葉	16枚	水……………大さじ2
コンソメ	1個	
ピザ用チーズ	50g	<飾り用>
塩	少々	ブロッコリー(ゆでる)
ブラックペッパー	少々	……………4個
オリーブ油	適量	ミニトマト……………4個
揚げ油	適量	

作り方

- ①じゃがいもの皮をむき8等分に切り、ゆでてフォークでつぶしておく。ミニトマトは4等分に切り、黄パブリカはみじん切りにする。ベーコンは細切りにする。オーロラソースに牛乳を加え、溶きのばす。
- ②フライパンにオリーブ油を熱し、黄パブリカ、ベーコン、じゃがいも、ミニトマトを加えて炒め、牛乳、コンソメを入れ、ごはんを加えて5分程度煮込む。塩、ブラックペッパーで味を整える。
- ③②を大葉、チーズと一緒に春巻きの皮に包み、175℃に熱した揚げ油で色づく程度に揚げる。器に盛り、オーロラソース、ゆでたブロッコリー、ミニトマトを盛りつけて完成です。

生乳受託販売の弾力化について

～多様化する消費者ニーズへの対応と
意欲的な酪農家の創意工夫による6次産業化の推進～

中国生乳販連では、去る10月29日に生乳受託販売委員会を開催し、「指定団体が行う生乳受託販売の弾力化」の一部改正について協議し、生乳受託規程に係る細則の変更と新設を承認しました。以下その内容や指定団体制度下における生乳の受託販売等についてご説明します。

★自家処理枠上限が日量3トンに拡大

都府県の広域指定団体は、加工原料乳生産者補給金等暫定措置法（不足払い法）改正に基づき、農林水産大臣の指定を受け、平成12年から13年にかけて業務を開始し今日に至っております。

過去に遡りますと、昭和30年代後半には生乳取引を巡り乳業との乳価紛争が社会的な問題となり、農林省が昭和40年に不足払い法を制定し、指定団体制度を通じた生乳取引の安定化を推進する中で生産者間の公平性を保つために、生産者とは全量無条件委託関係による受託契約の形を取ることになり、乳業者とは一元集荷多元販売による用途別取引への移行が誘導されることとなりました。

その後の生乳の流通・消費は、牛乳販売店の宅配主体から量販店の台頭によるシェアの拡大を経て、近年では地産地消を謳い地域のこだわり商品など小ロットの製品の需要が増える等、消費者ニーズは多様化の時代に入りました。

★特色ある生乳の直接販売や乳価交渉が可能に

こういった状況を背景にしながら昭和54年から始まった計画生産により、生産過剰時の乳牛淘汰による減産対応などの要因もあって、生産者自らがアイスクリームやチーズの製造販売を手掛ける事例が増えてきました。

これらの事例に対して全量無条件委託という受託契約の内容が時代にマッチしなくなり、平成10年に「指定生乳生産者団体が行う生乳受託販売の弾力化について」（以下、弾力化通知）の農林水産省局長通知が出され、日量1トンまでの自家処理を認めるいわゆる、部分委託契約を行うこととプレミアム生乳の取扱いについて指針が定めされました。

平成24年度には規制緩和の観点から弾力化通知が一部改正され、自家処理枠が1トンから1.5トンに拡大されました。

この度、平成26年6月に閣議決定された日本再興戦略に酪農分野の成長産業化を目的に6次産業化の更なる推進を図り、生産者の創意工夫に対してより弾力的な生乳受託販売を行うために改めて弾力化通知が改正されたところです。

その内容は、

- ①自家処理枠の拡大（日量1.5トンから3トンへ）
- ②**特色ある生乳**の乳業会社への直接販売を可能にする。（受け入れ乳業の処理規模は日量3トンまで）
- ③**特色ある生乳**を指定団体を通じて販売しプレミアム乳価を受け取っている場合にプレミアム単価を引き上げるための乳価交渉を生産者が指定団体と共に行うことができるというものです。

生乳受託販売委員会では、今回の弾力化通知の改正に伴い以下の事を確認しております。

1. 自家処理枠の拡大にともない、不需要期の余乳リスクが増えるため、販売委託生乳については年間を通じて10%以上変動しないよう管理し、他の生産者との公平性を保つ。
2. 自家処理部分の指導賦課金などは徴収しないが、組合から支払われる助成金や補助については、組合内部で不公平の無いよう基準作りをする等の対策を行い整理する。
3. 平成27年4月1日付けで部分委託契約を締結するよう準備を行う。その際の、該当者については、27年度委託販売数量を

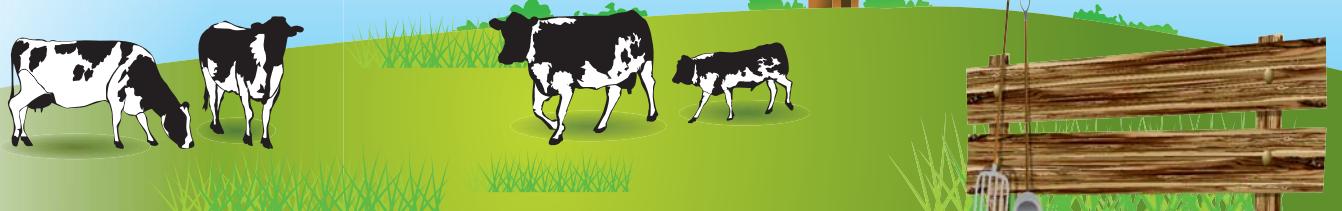
所属組合を通じて中販連に申告し、生乳受託販売委員会の承認を得るものとする。

4. 特色ある生乳を直接販売する場合も必要事項と共に所属組合を通じて中販連に申告し、生乳受託販売委員会の承認を得るものとする。
5. 特色ある生乳のプレミアム部分に係る乳価交渉を行いたい場合、所属組合を通じて中販連に申告するものとする。

※不明な部分については中国生乳販連（業務部：086-236-3371）にお問い合わせください。

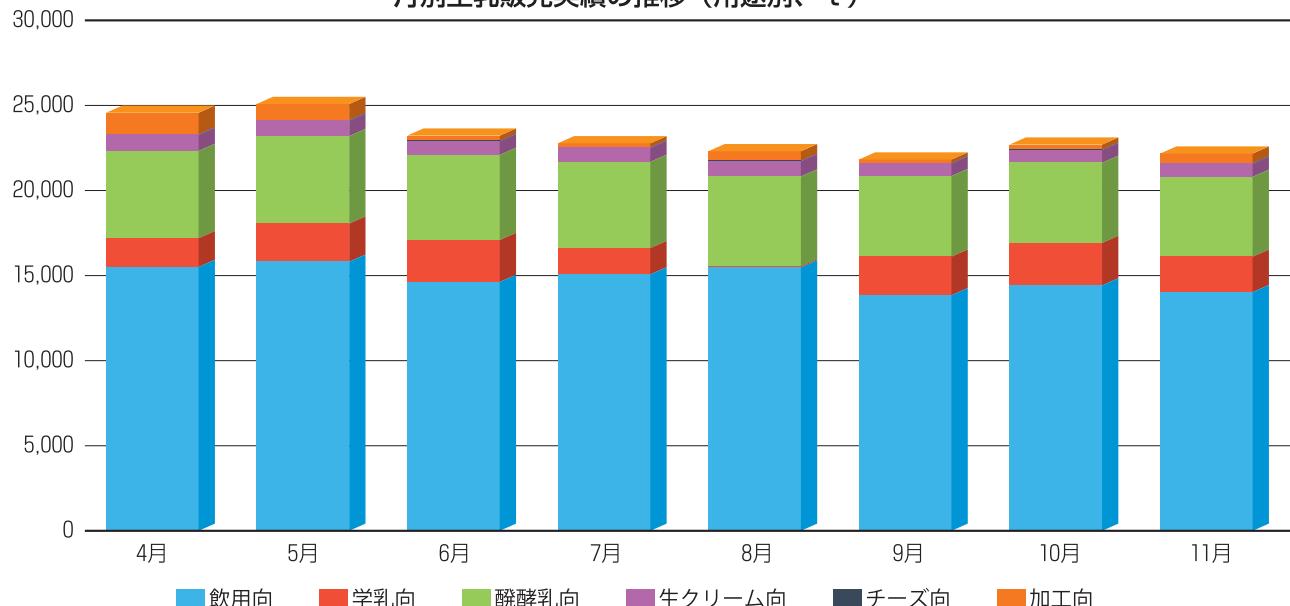
【特色ある生乳の定義】

事 項	基 準
乳牛の種類	ジャージー、ブラウンスイス種の乳牛から搾乳されたもの
生産の方法	別に定めるところによる
産地等	地名・牧場名で差別化できるもの
その他	飲用以外の用途においては、本会の販売する当該用途価格を上回って販売が可能なものであって差別化が可能なもの
別に定める 生産の方法	①放牧された乳牛から搾乳されたもの ②特別な飼料（有機栽培、NoN-GMO（遺伝子組み換えでない）、PHCF（収穫後農薬を使わない）コーンを給与した乳牛から搾乳されたもの ③乳成分や衛生的乳質が非常に優れており、低温殺菌牛乳等に仕向けられるもの



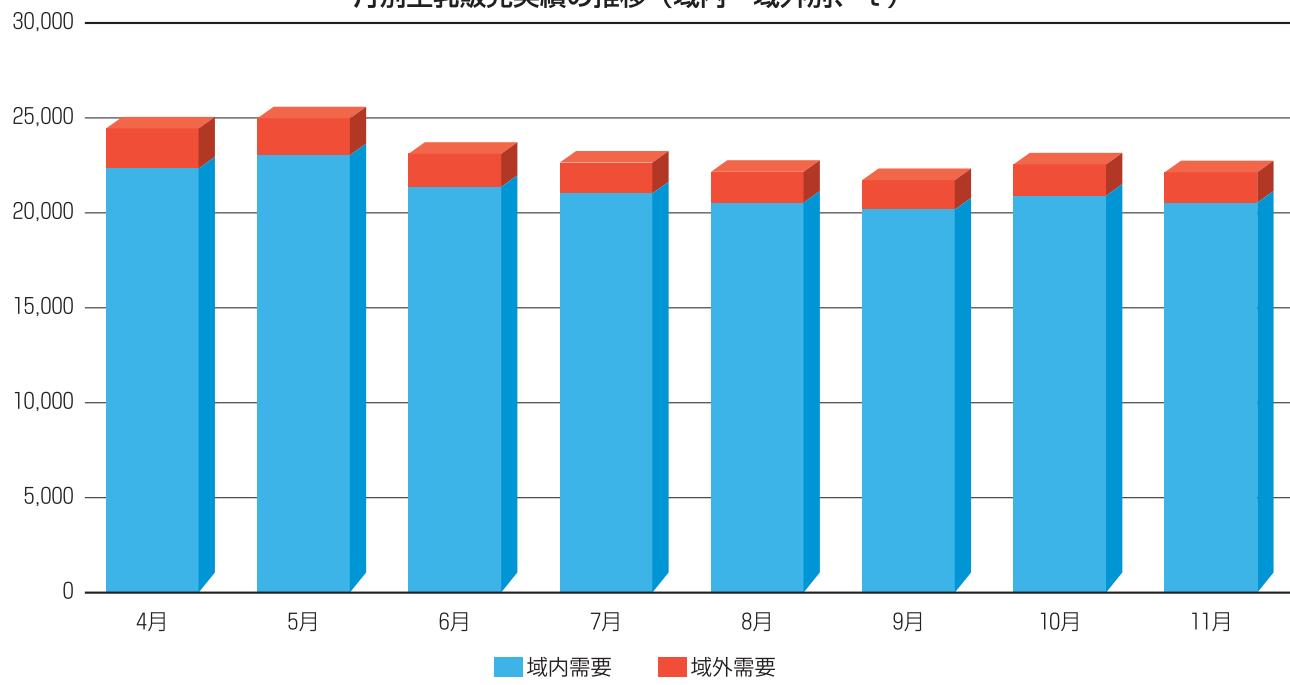
中販連生乳受託販売実績報告

月別生乳販売実績の推移（用途別、t）



H26実績	4月 (前年比)	5月 (前年比)	6月 (前年比)	7月 (前年比)	8月 (前年比)	9月 (前年比)	10月 (前年比)	11月 (前年比)	合計 (前年比)
飲用向	15,504 (94.8%)	15,813 (95.9%)	14,622 (92.2%)	15,069 (94.2%)	15,475 (94.4%)	13,842 (92.7%)	14,417 (94.8%)	14,024 (96.9%)	118,765 (94.5%)
学乳向	1,693 (101.5%)	2,243 (92.6%)	2,467 (104.0%)	1,547 (94.5%)	64 (76.3%)	2,273 (105.0%)	2,499 (102.4%)	2,083 (87.4%)	14,868 (98.0%)
醸酵乳向	5,129 (103.0%)	5,138 (102.3%)	5,000 (103.8%)	5,064 (100.3%)	5,282 (103.5%)	4,732 (105.3%)	4,707 (98.9%)	4,696 (101.0%)	39,747 (102.3%)
生クリーム向	948 (91.8%)	920 (89.2%)	806 (86.0%)	831 (92.1%)	903 (93.8%)	746 (85.8%)	755 (85.6%)	779 (89.2%)	6,688 (89.3%)
チーズ向	31 (77.5%)	36 (86.0%)	38 (92.7%)	33 (73.3%)	34 (79.1%)	35 (80.9%)	35 (78.4%)	35 (85.6%)	276 (81.6%)
加工向	1,265 (72.3%)	934 (73.9%)	292 (64.5%)	231 (67.9%)	550 (95.0%)	192 (40.8%)	284 (93.2%)	552 (106.5%)	4,300 (79.9%)
合 計	24,569 (95.2%)	25,083 (95.5%)	23,225 (94.9%)	22,775 (95.0%)	22,308 (97.5%)	21,820 (95.0%)	22,696 (96.0%)	22,169 (96.6%)	184,643 (95.7%)

月別生乳販売実績の推移（域内・域外別、t）

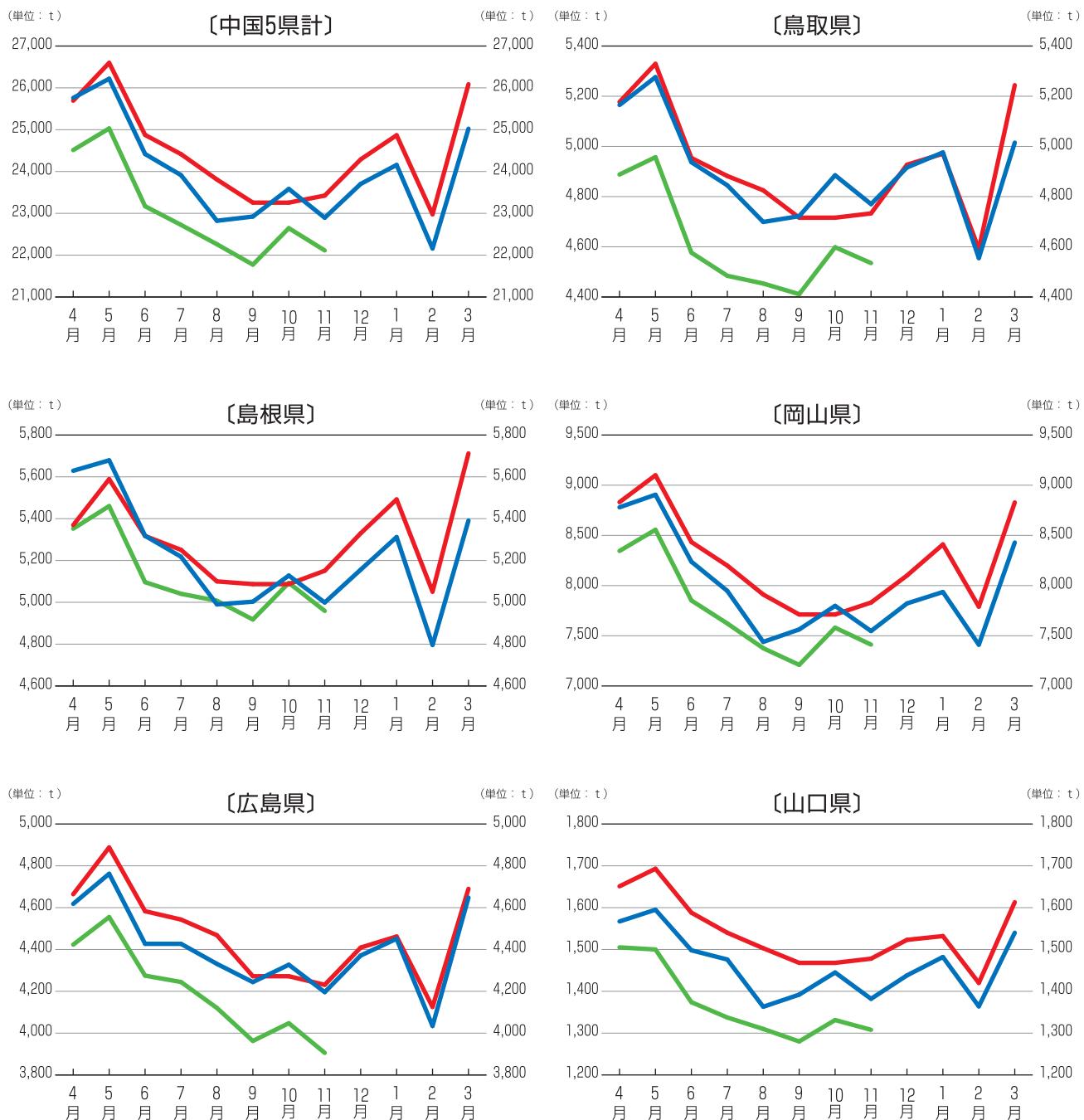


H26実績	4月 (前年比)	5月 (前年比)	6月 (前年比)	7月 (前年比)	8月 (前年比)	9月 (前年比)	10月 (前年比)	11月 (前年比)	合計 (前年比)
域内需要	22,464 (95.4%)	23,210 (96.0%)	21,479 (95.6%)	21,144 (95.9%)	20,619 (98.9%)	20,399 (96.1%)	21,088 (97.7%)	20,722 (98.6%)	171,124 (96.7%)
域外需要	2,105 (92.7%)	1,873 (89.0%)	1,745 (86.8%)	1,631 (85.2%)	1,687 (83.1%)	1,422 (81.1%)	1,608 (78.7%)	1,447 (75.4%)	13,518 (84.3%)
生乳受託数量	24,569 (95.2%)	25,083 (95.5%)	23,224 (94.9%)	22,775 (95.0%)	22,306 (97.5%)	21,820 (95.0%)	22,696 (96.0%)	22,169 (96.6%)	184,642 (95.7%)

中販連管内の生乳受託実績及び生乳出荷戸数の推移

1. 生乳受託実績の月別推移

— 24年度 — 25年度 — 26年度



2. 生乳出荷戸数の推移

(単位：戸)

県別	平成21年4月	平成22年4月	平成23年4月	平成24年4月	平成25年4月	平成26年4月	平成27年12月
鳥取県	202	187	173	168	159	146	143
島根県	164	158	152	145	135	126	112
岡山県	380	361	341	330	317	295	277
広島県	186	179	173	164	158	148	143
山口県	83	78	69	66	62	59	57
中国5県計	1015	963	908	873	831	774	732

▼事業経過報告 (平成二十六年八月～十一月)

- | | | |
|-----|---------------------------|-----------------------------|
| 8月 | 4日 西日本指定団体実務者会議 (岡山市) | 19日 広島ミルクジャパン (広島市) |
| | 5日 山陰乳業活性化協議会 (島根県) | 21日 指定団体実務責任者会議 (東京都) |
| | 6日 指定団体会長懇談会 (東京都) | 22日 会長・副会長会議 (岡山市) |
| | 7日 生乳の安全安心の確保対策会議 (岡山市) | 28日 農水ヒアリング (岡山市) |
| | 8日 酪農教育ファーム実践研究会 (東京都) | 29日 理事会・販売委員会 (岡山市) |
| 9月 | 3日 会員実務責任者会議 (岡山市) | 11月 |
| | 4日 ポジティブリスト委員会 (東京都) | 4日 蒜山酪農ジャージ生乳取引打合 (岡山市) |
| | 5日 乳業再編ブロック会議 (岡山市) | 6日 全酪連会員職員研修会 (広島市) |
| | 16日 指定団体・全国連実務責任者会議 (東京都) | 8日 おからくミルクフェア (岡山市) |
| | 17日 理事会 (岡山市) | 11日 理事会 (岡山市) |
| | 18日 Jミルク普及専門部会 (東京都) | 11日 西日本指定団体協議会 (京都府) |
| | 25日 Jミルク理事会 (東京都) | 12日 監事会 (岡山市) |
| | 28日 大山牛乳祭り (鳥取県) | 15日 中国地区牛乳・乳製品料理コンクール (岡山市) |
| 10月 | 1日 しまね牛乳まつり (岡山市) | 17日 フォトコンテスト表彰式 (岡山市) |
| | 7日 計画生産ヒアリング (岡山市) | 18日 指定団体実務責任者会議 (東京都) |
| | 15日 実務責任者会議 (岡山市) | 19日 会員実務者会議 (岡山市) |
| 28日 | 25日 生乳検査運営委員会 (岡山市) | 20日 山陰乳業活性化協議会 (広島県) |
| | 26日 ジャージ振興会 (倉敷市) | 21日 乳和食講習会 (東京都) |
| | 28日 広酪20周年記念式典 (広島県) | |

編集後記

安倍首相は衆院選で勝利し、デフレからの脱却・経済再生はこの確かに異次元のしかも強引ともいわれた金融政策によって円安と株道しかないといい、アベノミクスを強硬に推し進めようとしている。高になつた。株高は株を持つ人が一喜一憂しているのであって株を持ってない私共には一切関係が無い。

恩恵を受けたのが都市部に集中する一部の大企業のみ、地方に拠点を置く中小企業は原料高にあえぎ実質賃金は下がり続けている。大企業が収益を上げれば付随して中小企業も恩恵を受け景気は好循環を招くシナリオも道半ば。市場原理中心の成長戦略には農業も含まれる。首相は10力年で農業・農村の所得を倍増させるという。その根拠となるのは農協改革やTPP推進の成長戦略であり断固取り組むと決意を新たにしている。農協改革やTPP推進の暁には明るい農業・農村の生活があるのだろうか。はなはだ疑問である。地方から都会へと人口は流出し、過疎化は更に進み担い手不足は耕作放棄地を増加することになる。農家農村の経済は収縮し、農家年齢はますます上昇し活気の無い地方が続出することになる。

今こそ、内閣の命運を賭けて地方の再成に取り組んでもらいたいと思うのは、私だけではないでしよう。